

秋田県公報

目 次

規則	ページ
秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(一〇五・人事課)……………	1
訓令	
単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(二〇・人事課)……………	2
教育委員会規則	
秋田県立高等学校等の一部を改正する規則(三七・高校教育課)……………	4
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(三八・教育庁総務課)……………	4
平成十七年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(三九・教育庁総務課)……………	7
人事委員会規則	
人事委員会規則七 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………	7
人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則……………	8
人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………	12
人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………	12
人事委員会規則七 六一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………	14
人事委員会規則七 一〇四(平成十七年改正条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)……………	14
人事委員会規則七 一五(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)……………	14
人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	16
公営企業管理規程	

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 17

規 則

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十一月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五百号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(旅行命令簿等の特例)」に改め、同条第一項中「条例第四条第四項に規定する」を削り、「の当該」を「及び」に、「の記録事項は、次に掲げる事項とする」を「が書面をもって作成される場合であつて任命権者が認めるときは、旅行命令簿を復命管理簿と兼用して用いることができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旅行命令簿には、復命に関する事項を記録し、又は記載しなければならぬ。

第六条第一項各号を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条第二項とする。

第十条の見出しを「(旅費の請求に係る資料)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第一教育職給料表(一)の項を次のように改める。

教育職給料表(一)	1級の 2号給 及び3号給	1級の 4号給 から11号給 まで	1級の 12号給 以上	2級の 3号給 以上	3級の 6号給 以上
-----------	---------------------	----------------------------	-------------------	------------------	------------------

別表第一の二教育職給料表(一)の項中「1級」を削り、「2級」を「1級」に、「3級」を「2級」に、「4級」を「3級」に、「5級」を「4級」に改める。
別記様式(1)及び別記様式(2)を削る。

附 則
この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第二十号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年十一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1		164,500	183,100	200,600	225,600	253,800	291,400
	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000	300,600
	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300	309,900
	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300	319,100
	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300	328,400
	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500	337,600
	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900	346,800
	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000	356,000
	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900	364,900
	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400	373,500
再任用 職員以 外の職 員	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900	381,000
	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900	386,500
	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900	391,500
	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900	394,900
	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000	398,400
	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900	401,800
	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500	405,200
	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800	408,500
	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700	411,900
	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200	415,300
	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600	418,700
	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700	422,100
	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900	425,500
	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300		
	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500		
	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900		
	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100		
	28	225,900	269,200	301,300	317,700			
	29	227,800	270,700	303,100	319,900			
	30	229,800	272,300	305,000	322,100			
	31	231,700	273,900	306,800	324,100			
	32	233,300	275,600					
	33		277,100					
再任用 職員		192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900	291,800

別表第七中「5,427円」を「5,409円」に、「5,533円」を「5,575円」に、「5,764円」を「5,746円」に、「9,200円」を「9,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成十七年十二月一日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)
- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた現業職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が別に定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した現業職員及び知事が別に定めるこれに準ずる現業職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(現業職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前二項の規定の適用については、これらの規定に規定する現業職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この訓令による改正前の単純労務の職員の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならぬ。

教 育 委 員 会 規 則

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第三十七号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表(一)の表秋田県立大館国際情報学院高等学校の項中、「片山町三丁目十番十六号」を「松木字大上二十五番地の一」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第三十八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十の四を次のように改める。

別表第10の4 調整基本額表(第55条関係)

イ 教育職給料表(一)調整基本額表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、5号給8,572円、6号給8,883円、7号給9,193円、8号給9,526円、9号給9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3 級	12,200円(条例別表第一(一)の備考2に定める職員にあつては、12,500円)。ただし、1号給12,114円(同表の備考2に定める職員にあつては、12,474円)
4 級	13,600円

ロ 教育職給料表(二)調整基本額表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,700円(条例別表第一(二)の備考2に定める職員にあつては、12,900円)
4 級	14,000円

附 則

- 1 (施行期日)
この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
 - 2 (施行日における昇格又は降格の特例)
この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第二十四条又は第二十五条の規定を適用する。
 - 3 (改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百二号。以下「改正条例」という。)附則第五項の教育委員会規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第二十二條第一項後段又は第二十六條第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十二條第一項後段、第二十三條第一項後段又は第二十六條第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。
 - 一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける職員
 - 二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員
 - 三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)
 - 四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十條第二項に規定する退職派遣者
 - 五 教育委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者
- (新たに職員となつた者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

- 4 改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。
- 5 改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き第三項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。
- 6 (在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定)
改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
- 一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第三項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から同年十一月までの間の月の中途において、同項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号、第八項及び第十項において、「一般職の職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち一般職の職員等として勤務した期間(次項において、「一般職の職員等期間」という。)を除く。)
- 二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤講師期間(市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))又は公益法人等派遣期間(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)
- 三 停職期間(地方公務員法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- 四 地方公務員法第二十六条の二第三項、地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第二項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十五条第三項若しくは第五十三条の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間
- 五 市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十条の規定により給与を減額された期間
- 7 改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定める月数は、平成十七年四月から同年十一月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。
- 一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(一般職の職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。)(のある月
- 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(一般職の職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。)(のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(一般職の職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額(第十一項において、「附則第五項第一号基礎額」という。))に満たないもの(一般職の職員等であつた者から引き続き新たに職員となった者についての特例)
- 8 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める者は、一般職の職員等とする。
- 9 改正条例附則第六項の教育委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 10 改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の権衡を考慮して教育委員会規則で定める額は、一般職の職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、一般職の職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当

する日とみなす。

(端数計算)

11 附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

12 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に關し必要な事項は、教育委員会が定める。

平成十七年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員に給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第三十九号

平成十七年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員に給料の切替え等に関する規則(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「給与条例」という。)別表第一から別表第三までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第一(一)の備考2又は(二)の備考2の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額×その者の施行日の前日における給料月額 ÷ 施行日の前日におけるその者の属する職務の(以下「旧給料月額」という。)級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ÷ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与と条例第六条第八項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則七 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則七 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号二中「五級」を「四級」に改める。

別表第一二の表一級の項を削り、同表二級の項中「2号」を「1号」に改め、同表三級の項中「3号」を「2号」に改め、同表四級の項中「4号」を「3号」に改め、

同表五級の項中「5号」を「4号」に改める。

別表第二二の表を次のように改める。

二 教育職給料表(一)級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
教 授	大 学 卒		0	9
	短 大 卒		0	12
助 教 授	大 学 卒	0	6	9
	短 大 卒	0	9	12
講 師	大 学 卒	0	6	
	短 大 卒	0	9	
助 手	大 学 卒	0		
	短 大 卒	2.5		

別表第六二の表助手の項中「2級9点」を「1級9点」に、「2級5点」を「1級5点」に、「2級2点」を「1級2点」に改め、同表教務職員の項を削る。

別表第七教育職給料表(一)の項中「3級」を「2級」に改める。

別表第七の二教育職給料表(一)の項中「10点」を「14点」に、「14点」を「9点」に、「9点」を「11点」に改め、「11点」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

(教育職給料表(一)の適用を受ける職員の在級年数等に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百号)附則第二項の規定により同条例の施行の日(以下「施行日」という。)におけるその者の職務の級を決定された職員に対するこの規則による改正後の規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「新規則」という。)別表第二の級別資格基準表の適用については、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在級していた期間をその者の同項の規定により決定された職務の級に在級する期間に通算する。

3 前項に規定する職員に係る施行日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(施行日から平成十八年十一月三十日までの間における新規則第二十條の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十七年十一月三十日においてその者が属していた職務の級及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百号)附則第二項の規定により決定された職務の級に通算一年以上」とする。(施行日における昇格又は降格の特例)

4 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる給料月額を施行日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十三條又は第二十四條の規定を適用する。

人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則
(規則七 二(給料の調整額)の一部改正)

第一条 規則七 二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改め

る。
第一条第二項中「あつては」を「あつては」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表（第二条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,271円
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10 級	13,500円
11 級	15,400円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給7,029円、3号給7,326円、4号給7,645円、5号給7,956円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,717円、3号給8,041円、4号給8,451円、5号給8,896円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,905円、3号給9,265円、4号給9,630円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,363円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円
8 級	12,700円
9 級	13,200円
10 級	13,900円

ハ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円
2 級	8,500円
3 級	11,100円
4 級	12,800円
5 級	13,500円

ニ 教育職給料表一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,000円。ただし、2号給9,099円、3号給9,490円、4号給9,891円、5号給10,318円、6号給10,741円
2 級	12,600円。ただし、1号給11,335円、2号給11,916円、3号給12,487円
3 級	13,500円。ただし、1号給12,816円、2号給13,482円
4 級	16,100円

ホ 教育職給料表二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,700円(条例別表第四口の備考2に定める職員にあっては、12,900円)
4 級	14,000円

ヘ 教育職給料表三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、5号給8,572円、6号給8,883円、7号給9,193円、8号給9,526円、9号給9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3 級	12,200円(条例別表第四八の備考2に定める職員にあっては、12,500円)。ただし、1号給12,114円(同表八の備考2に定める職員にあっては、12,474円)
4 級	13,600円

ト 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,034円、3号給6,232円、4号給6,457円、5号給6,741円、6号給7,078円、7号給7,461円、8号給7,866円
2 級	9,600円。ただし、2号給8,235円、3号給8,671円、4号給9,076円、5号給9,486円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,443円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,268円

チ 医療職給料表一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,584円、3号給11,029円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,270円
3 級	15,400円
4 級	16,500円

リ 医療職給料表二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,211円、2号給9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

ヌ 医療職給料表三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,817円、3号給7,069円、4号給7,330円、5号給7,609円、6号給7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,023円、3号給8,401円、4号給8,820円、5号給9,072円、6号給9,337円、7号給9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号給9,909円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円

(人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成十七年十一月二十二日公布)の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「から附則第五項まで」を「並びに附則第四項及び第六項」に改める。

附則第四項中、「新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給(教育職給料表(一)の職務の級五級)を」、「新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給(一般職の職員の給与に関する条例等)の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百号)第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下この項及び次項において「旧給与条例」という。)(の教育職給料表(一)の職務の級五級及び同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「新給与条例」という。)(の当該給料表の職務の級四級)に、「及び新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給(教育職給料表(一)の職務の級五級)を」と及び新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給(旧給与条例の教育職給料表(一)の職務の級五級及び新給与条例の当該給料表の職務の級四級)に改める。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 新給与条例の教育職給料表(一)の適用を受ける職員の新たに職員となつた日に受ける職務の級及び号給についての前項の規定の適用については、当該給料表の職務の級の一級、二級、三級又は四級及びこれらの職務の級における号給を、それぞれ旧給与条例の教育職給料表(一)の職務の級の二級、三級、四級又は五級及び当該号給と同じ号数であるこれらの職務の級における号給とみなす。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(一)の項中「五級」を「四級」に、「四級及び三級」を「三級及び二級」に、「二級」を「一級」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則

規則七 四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第六条関係)

期間の区分	職員の区分			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
	円	円	円	円
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	50,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	50,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	50,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	50,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	50,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	50,000
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	48,200
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	46,400
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	44,600
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	42,800
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	41,000
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	39,200
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	37,400
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	35,600
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	34,200
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	32,800
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	31,400
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	30,000
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	28,600
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	27,200
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	25,800
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	25,200
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	24,600
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	23,700
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	23,100
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	22,500
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	21,900
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	21,300
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	20,600
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	20,300
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	19,900
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	16,900

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第三項に次の一号を加える。

三 条例第十三条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇四(平成十七年改正条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一〇四(平成十七年改正条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)(別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給

(給与条例別表第四の教育職給料表)の職務の級五級にあっては、二十三号給。以下この条において同じ。)を超える給料月額(給与条例別表第四の備考2又は八の備考2の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における職員の号給とその1号給下位の号給との差額×その者の施行日の前日における給料月額 ÷ 施行日の前日におけるその者の属する職務の級(以下「旧給料月額」という。) ÷ 級における職員の号給との差額
施行日の前日におけるその者の属する職務の級における職員の号給とその1号給下位の号給との差額 ÷ 施行日におけるその者の属する職務の級における職員の号給との差額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与条例第五号第八項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(任期付職員条例第五号第四項の規定による給料月額等の切替え)

第三条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第五十二号)第五号第四項の規定により九十七万八千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は九十七万六千円とし、百六万九千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は百六万五千円とする。

(任期付職員条例第七号第三項の規定による給料月額等の切替え)

第四条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に替える条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第七号第三項の規定により百四万五千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は百四万三千円とし、百六万九千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は百六万五千円とする。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇五(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一〇五(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

(改正条例附則第八号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百号。以下「改正条例」という。)附則第八項の規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第二十一条第一項後段又は第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第一項後段、第二十二号第一項後段又は第二十四条第七項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者
(新たに職員となつた者の改正条例附則第八項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第二条 改正条例附則第八項第一号の規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第八項第一号の規則で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)のうち最も遅

い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第八項第一号の月数の算定)
第三条 改正条例附則第八項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第一号各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から同年十一月までの間の月の中途において、同条第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次条において「県費負担教職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち県費負担教職員等として勤務した期間(次項において「県費負担教職員等期間」という。)を除く。)

二 休職期間(法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(法第五十五条の第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、臨時又は非常勤職員期間(一般職の職員の給与に関する条例第二十三条の五又は第二十三条の六の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))又は公益法人等派遣期間(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)

三 停職期間(法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 法第二十六条の二第三項、地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第二項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十五条第三項若しくは規則七、七(給与の減額)第三条の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間

五 一般職の職員の給与に関する条例第十四条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第八項第一号の規則で定める月数は、平成十七年四月から同年十一月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月)にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。() のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月)にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。() のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(県費負担教職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第八項第一号に規定する合計額に百分の・三六を乗じて得た額(第五条において「附則第八項第一号基礎額」という。)に満たないもの(県費負担教職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第四条 改正条例附則第九項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第八項の規則で定める者は、県費負担教職員等とする。

2 改正条例附則第九項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第九項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第八項の権衡を考慮して規則で定める額は、県費負担教職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、県費負担教職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第五条 附則第八項第一号基礎額又は改正条例附則第八項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一男鹿市出先機関の項中「事務局長」の下に、「事務局次長」を加え、同表鹿角市本庁の項中「局長、次長」を「局長」に、「参事、総務課」を「種苗交換会事務局長、参事、総務企画課」に、「収入役室」を「会計課」に、「会計課長」を「課長」に、「教育長、次長、課長」を「教育長、教育次長、国体準備事務局長、課長、国体準備事務局次長」に改め、同表鹿角市出先機関の項中「保健センター」を「福祉保健センター」に、「中央公民館」館長を「花輪市民センター」に、「図書館」を「花輪図書館」に改め、同表由利本荘市の項の次に次のように加える。

北秋田市	
出先機関	本庁
支所 福祉事務所 保健センター 合川診療所 阿仁病院 合川高等学校 公民館	議会事務局 市長部局 会計課 教育委員会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局
支所長、課長、出張所長 所長、課長 所長 所長、事務長 院長、副院長、診療科長、事務長 校長、教頭、事務長 館長	局長 部長、課長、室長 課長 教育長、教育次長、課長、室長 局長 局長

別表第一大潟村の項の次に次のように加える。

議会事務局 町長部局	局長、参事 主幹、課長、室長、参事
---------------	----------------------

美郷町		本庁	出納室
教育委員会事務局 農業委員会事務局		室長、参事 教育長、教育次長、課長、参事	
出先	公民館	館長	
機関			

附則
この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十七年十一月三十日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 大嶋 直樹

秋田県公営企業管理規程第十八号

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。

第十八条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成十七年十二月一日から施行する。

（平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成十七年十二月に支給する期末手当（第二号を除き、以下この項において「期末手当」という。）の額は、この規程による改正後の秋田県企業局企業職員給与規程第十八条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項、第二十二條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十二條の二の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（管理者が定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（秋田県企業局企業職員給与規程第九条の二第三項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）第五条の三の規定による手当を含む。）の月額合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から同年十一月までの月数（同年四月一日からこの規程の施行の日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額

3 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用を受ける者その他の管理者が定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用を受ける者その他の管理者が定める者との権衡を考慮して管理者が定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該管理者が定める額の合計額」とする。

正 誤

ページ 段 行

誤

正

平成十四年三月二十九日（号外第六号）掲載秋田県訓令第二号（単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令）

（印刷誤り）

一 後ろか「別表第七」に
ら八
八を「別表第六」に

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄